

横浜市立 笹下中学校

学校防災計画(要約版)

～地域との連携・協働による

安全・安心な学校づくりのために～

令和8年4月改定版

横浜市立笹下中学校

目 次

1 日常の防災体制

2 南海トラフ地震臨時情報発表時の生徒への対応

(令和3年8月に東海地震に関連する記載を削除し、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に変更になりました。)

3 大規模地震発生時の笹下中学校における初期対応

4 大規模地震発生時の場所別・時間帯別の生徒への対応

(1) 場所別・時間帯別の対応

(2) 生徒の預かり、引き渡しへの対応

5 学校が避難場所となった場合の対応に関すること

6 非常持出用品リスト

7 緊急連絡先電話番号簿

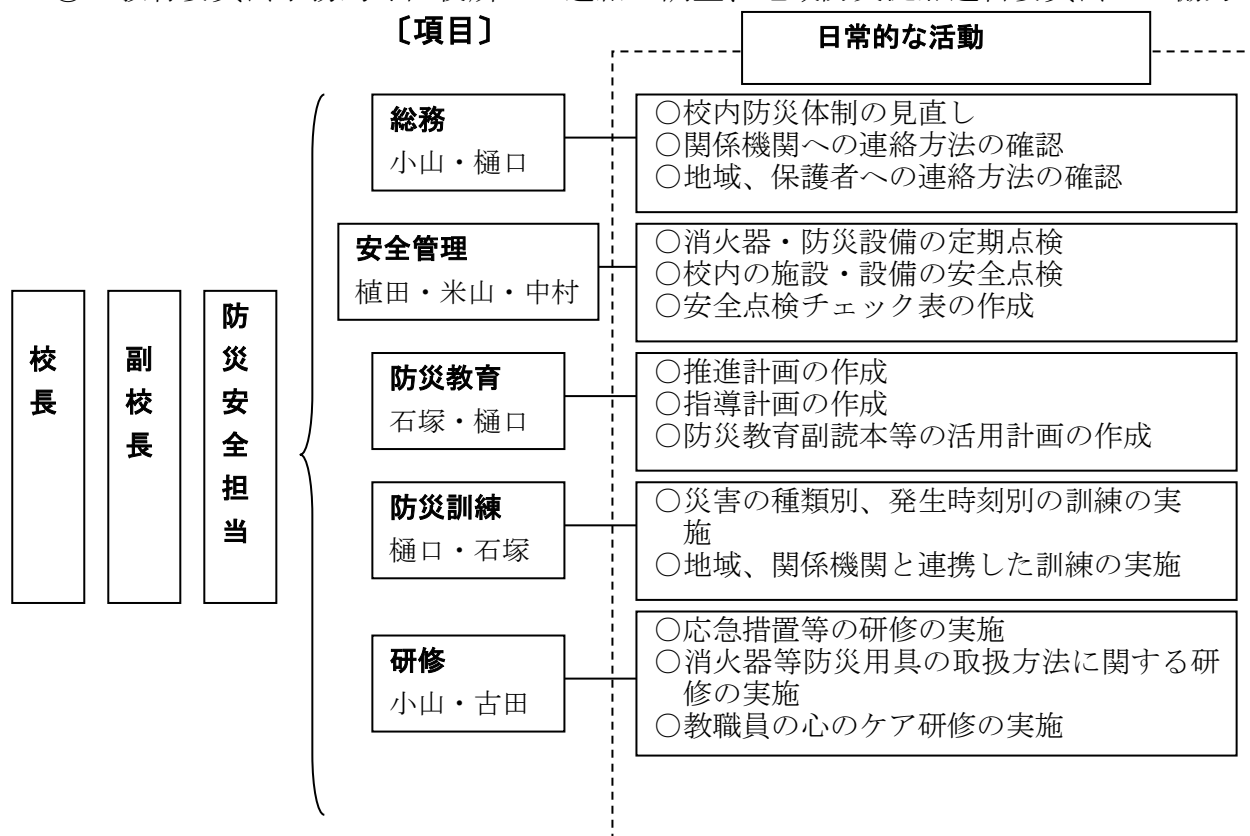
1 日常における学校防災対策

(1) 学校防災委員会の組織・任務

【構成員】 学校長・副校長・保健指導部職員

〈学校防災委員会の主な役割〉

- ① 「学校防災計画」の策定
- ② 防災教育・防災訓練の計画、実行
- ③ 教職員に対する研修の実施
- ④ 日常的な施設点検等の実施
- ⑤ 教育委員会事務局や区役所との連絡・調整、地域防災拠点運営委員会への協力



(2) 安全点検の実施方法、防災設備の点検、避難経路の点検

①安全点検のねらい

※校舎・設備の安全点検を実施し、危険箇所を把握するとともに、壁、柱、床の亀裂、天井の剥離状況についても変化の様子を点検・記録する。

また、各点検で、改修等の必要がある判断した場合には、すみやかに教育施設課に報告、改修を要請する。

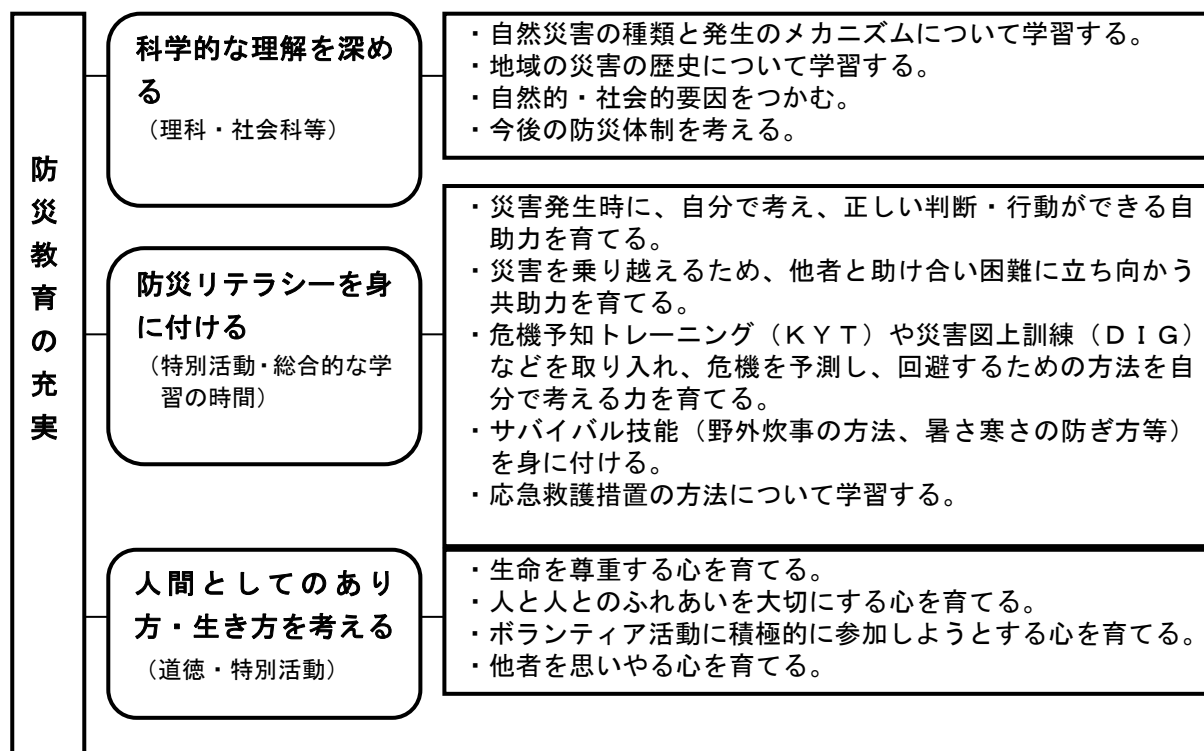
②実施方法

- ・今年度より4月、9月、12月に点検し、点検表に各自入力する。
- ・点検項目は、4月職員会議参照。

③防災設備等の点検

④避難経路の点検・改善

(3) 防災教育



(4) 防災訓練(年間実施計画)

①防災訓練の目的

- ア 防災教育の指導内容の実践的な理解を深める
- イ 生徒の危機回避能力の向上
- ウ 教職員の防災対応能力の向上
- エ 地域の防災力との連携を深める

②防災訓練の充実

※企画運営に関する留意点

震災のときに守られる側から助ける側に回るという発想

から、生徒の発達段階に応じてできることを考えたり、体験したりする機会を作る。

③防災訓練の年間計画

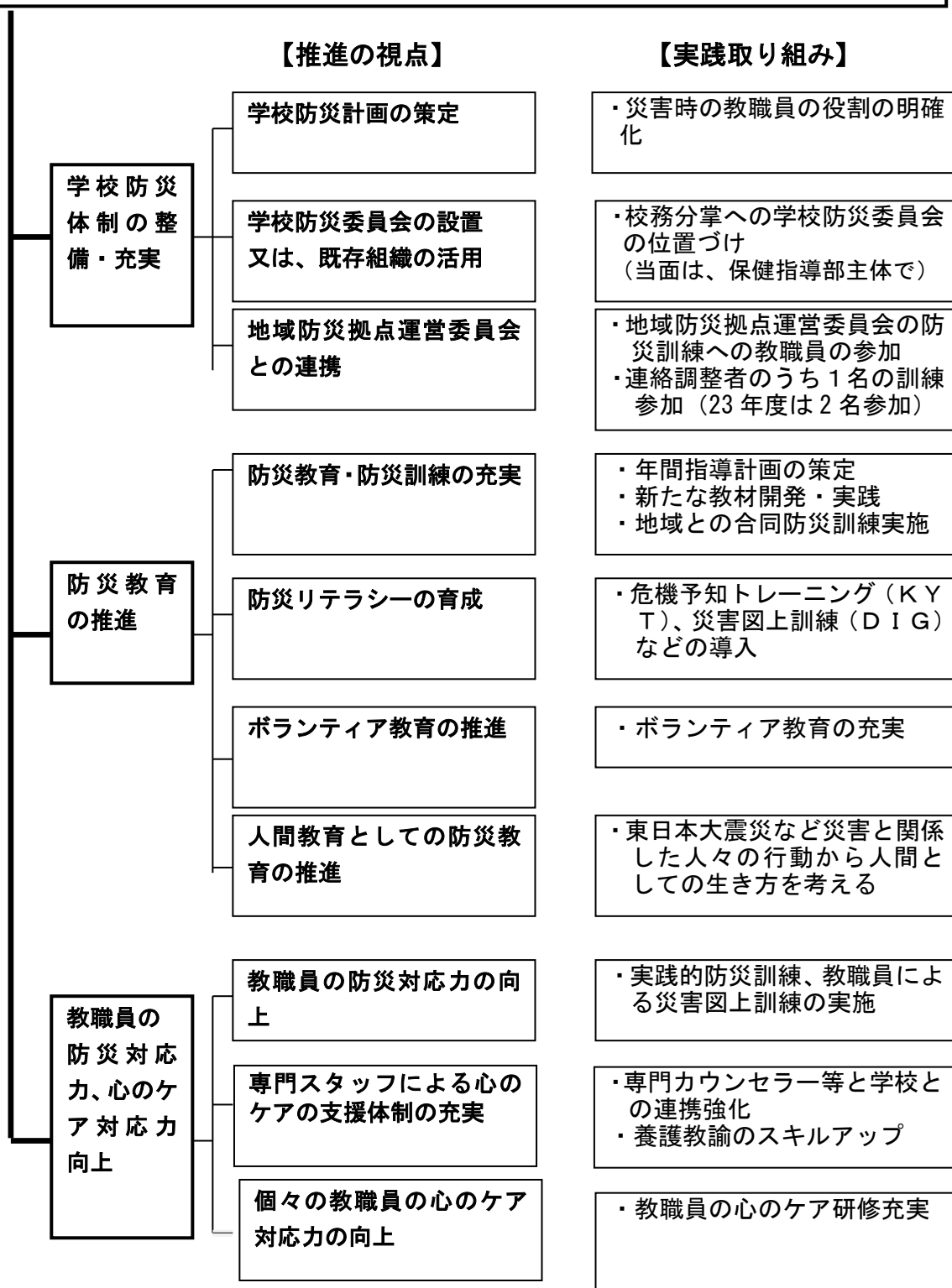
別表参照

(5) 教職員研修(年間実施計画)

- ①防災教育の指導力、防災対応能力、救護処置能力の向上を図る
- ②校内研修の実施
- ③教育委員会事務局が実施する研修への参加を推進する。
- ④応急救護処置の技能を習得する研修

大震災の歴史に学び、生き抜く力を育む

笹下中学校における防災教育・訓練・研修の推進



2 気象庁が発表する南海トラフ地震に関する情報

(1) 「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の2種類の情報名で発表されます。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合。 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合。
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合。 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）。※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。

(2) 学校の対応について

① 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合

条件	教育委員会の対応	学校の対応
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	【連絡体制強化】 国や県からの情報を各学校に提供	・通常通り ・情報の収集 ・地域防災拠点開設に向けて施設の点検等の準備 ・教職員の動員はなし
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）	【警戒体制】 ・国や県からの情報を各学校に提供 ・状況によっては、教育委員会が「全市一斉休校」を判断し、各学校へ通知	・原則、通常通り。ただし、情報共有や状況確認を行う可能性があるため、連絡体制を確保 ・「全市一斉休校」の指示があった場合は休校。指示がない場合でも、情報の切迫度、地域等の危険度により、各学校 ・中学校ブロック等で登下校の見合わせ等の判断 ・地域防災拠点開設について区役所から連絡があった場合は、校長・副校長が動員。状況に応じて体制の拡大縮小を検討

② 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合 通常通りとする。

③ 教育委員会事務局への報告 「南海トラフ地震臨時情報」を受けて、学校が臨時休校措置等の対応を行った段階で、様式1を作成して、教育委員会事務局に報告する。

3 大規模地震発生時の笹下中学校における初期対応

(1) 大規模地震の定義

大規模地震とは、次のとおり定義する。

震災時における教職員の動員体制の自動参集の基準である、

「市域のいずれかで、震度 5 強以上の地震が観測されたとき」

※ 注意

笹下中学区内および港南区の他の地域が震度 5 強以上の地震でない場合でも、横浜市内のどこか
1 地点でも震度 5 強が観測されれば、市内全校で大規模地震が発生した場合の初期対応を行う。

(2) 震度及び津波情報等の情報収集

(3) 津波への対応

本校においては、津波被害における避難は、想定しないものとするが、学区内にある日下小学校では、大津波警報発表に対応した避難を想定している。これは、大岡川分水路が付近にあり、逆流による水害を想定してのことである。

したがって、本校においても生徒宅への被害や、登下校中の生徒の安全を確保するために、次のことを考慮すべきである。

登下校時の発災に備え、通学路周辺の、避難が可能な場所（標高 5 m 以上）や堅牢な建物（4 階建て以上の鉄筋コンクリート造や鉄骨鉄筋コンクリート造の 3 階以上を目安に）についても確認をしておくこと。

(4) 学校災害対策本部の設置

①学校災害対策本部は、次の場合に設置する。

- ・ 市域のいずれかで、震度 5 強以上の地震が観測されたとき
- ・ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき

職員は、震度 5 強の地震が起こった場合、全員が所属する学校に参集するが、出張等で不在の場合、夜間・休日等で教職員の参集に時間がかかっている場合、担当係の任務が一部終了した際などに、弾力的対応がとれるようにする。

②学校災害対策本部の組織

総括本部 本部長 ○校長 副校長 防災安全担当 各班長 事務職員	○校長、副校長及び各班長（又は代理者）を中心に教職員で構成。 ○各班との連携のもと、校内の被災状況等の把握を行うとともに、教育委員会事務局等との連絡にあたる。 ○被害の状況等に応じて、第二次避難場所への避難、応急対策の決定など生徒、教職員の安全確保や地域防災拠点の運営支援などの業務に関し、各班との連絡調整を行う。 ○非常持ち出し書類等を搬出。 ○報道関係等の対応。
	避難誘導・安否確認班 ○学年主任 各担任
	○地震の揺れが収まった直後、直ちに活動を開始し、生徒の安全確保、生徒・教職員の安否確認、負傷者の有無及びその規模の推定を行うとともに、避難の必要性を判断し、第一次避難場所（津波が想定される場合はあらかじめ定められた場所）への避難誘導を行う。 ○クラス全員の安否を確認し、総括本部に報告する。 ○安全確認した生徒等は、安全連絡カード等によりチェックする。 ○就業時以外の時間帯に被災した場合は、教育活動・授業の再開に向けて、生徒、教職員の被災状況及びその安否を早急に確認する。 ○この班は、発災後速やかに行動を開始する必要があるが、特に、救出・救急医療班との密接な連携のもとに行動する必要がある。 ○生徒の保護者への引き渡しを安全・確実に実施する。 ○引き渡す相手が生徒の保護者又はその代理であることの確認と、どの教員が立ち会ったのかの記録が必要である。
	消火・救出・安全点検班 ○教務主任 副担任
	○火災が発生した場合は、初期消火活動を行う。 ○校内の被害状況を点検し、安全を確認するとともに、第二次避難場所及び避難路を確保する。 ○二次災害等の危険を防止するために必要な措置を講じる。 ○建物被害又は備品等の転倒等に巻き込まれた者の救出・救命にあたる。
	救急医療班 ○養護教諭 用務員
	○避難誘導・安否確認班と密接な連携をとり、負傷した生徒、教職員や近隣から校内に運び込まれた負傷者の保護に努め、必要に応じて、地域医療救護拠点や病院など専門医療機関への搬送を行う。
[時点・状況の変化により適宜編成]	
	住民対応・避難場所支援班 ○専任・連絡調整者 (全職員)
	○学校が避難場所となった場合、学校が避難場所として円滑に運営されるよう、地域防災拠点運営委員会等との連携を図り、必要な支援を行う。

令和8年度の連絡調整者

※夜間・休業日に大地震が発生した場合に、笹下中学校に参集する。

樋口・畠山・谷脇

(5) 大規模地震発生時の保護者等への情報発信

① 学校ホームページの活用 HP 担当者

既設の笹下中学校ホームページを活用し、預かり状況等を情報発信する。

その際、画像等の掲載（個人情報等には十分配慮した上で）等を併せて利用し、発信情報の充実に努める。

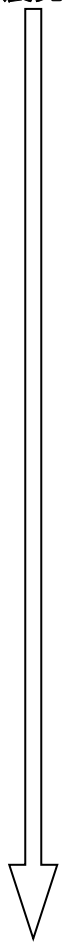
ホームページの作成については、教職員の中からホームページ作成担当者を決め、発災時は作成担当が情報発信を行う。

② すぐーるの活用

既設の緊急連絡用メール配信サービスを活用し、預かり状況等を情報発信する。

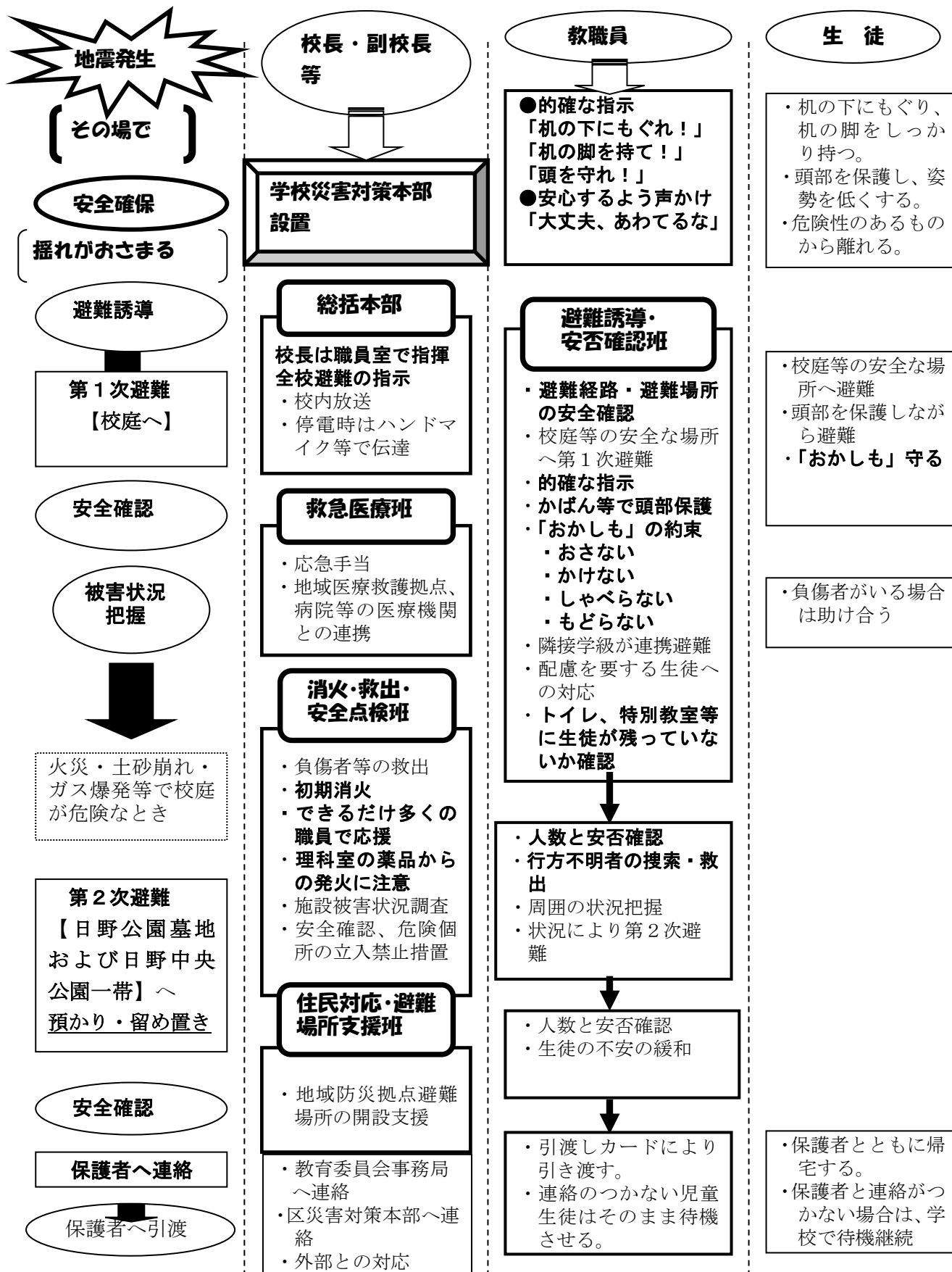
ただし、メール配信については、東日本大震災の際にも利用したが、電話回線の混乱から、メールの着信が地震発生の翌日以降であった。このように即時性という点に難点があることを十分に配慮していくこととする。

(6) 地震発生直後における学校災害対策本部の動き

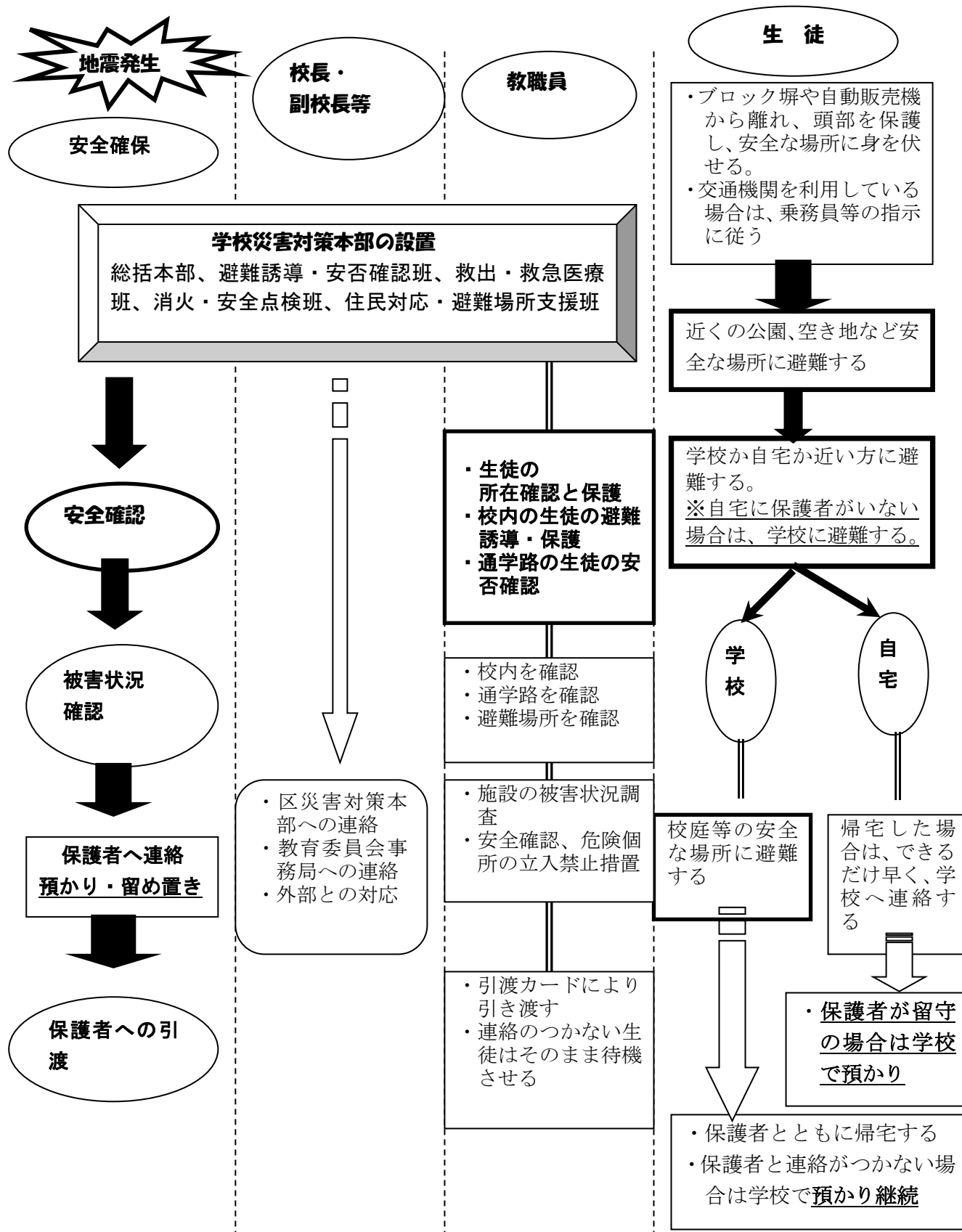
段階		班	各班の事務分掌と主な動き等
地震発生  保護者への引渡し	学校	総括本部	○災害対策の総括指揮 ○各班との連絡調整 ○非常持ち出し品を搬出 ○教育委員会事務局等との連絡調整 学校の敷地図、ラジオ、ハンドマイク、 緊急活動の日誌、トランシーバー、携帯電話
		避難誘導・安否確認班	○生徒の安全確保、避難誘導、人員確認、 ○生徒、教職員の安否確認 ○行方不明者の搜索 ○保護者への生徒の引渡し ○保護者の迎えがない生徒の保護 ・揺れがおさまった直後に、指定された避難経路等を使って避難させる。 ・行方不明の生徒・教職員を総括本部に報告 ・生徒の引渡場所を指定 ・保護者や後見人が到着すると身元確認・引渡、 クラスの出席簿、生徒引渡しカード 集合場所のクラス配置図
		消火・救出・安全点検班	○初期消火活動 ○校舎施設設備の安全点検、危険物除去 ○被害状況の把握 ・施設等の構造的被害の程度を調査し、連絡する。 消火器、ヘルメット、手袋、道具セット 公共設備や建物、敷地損害調査リスト ヘルメット、丈夫な靴、のこぎり、革手袋、防塵マスク、 トランシーバー、担架、毛布、かなてこ、 ○負傷者の救出
		救急医療班	○負傷者の応急手当、病院への搬送 ・職員2人1組のチームで、特定の区域の負傷者の救出・救命 ・各教室、体育館、トイレ等のチェック ・医療援助が必要か判断
		住民対応・避難場所支援班	○避難住民の誘導 ○避難場所開設の支援 ○避難住民のうちの負傷者の応急手当
引渡し後  3日目	学校	住民対応・避難場所支援班	○避難場所運営の支援 ○避難住民のうちの負傷者の応急手当
	学校	教育再開のための準備活動	○学校施設設備の安全点検 ○生徒の安否確認、名簿作成 ○問い合わせ、外来者との対応
4日目以降	学校	教育再開のための準備活動	○学校施設設備の再点検、整備、補修必要箇所の集約 ○学習の場の確保（学校間、他機関等との連携） ○生徒の安否及び避難先の確認、名簿作成 ○学用品、教材、教具の不足品のリストアップ 救援依頼、配分等 ○通学路の安全確認 ○保護者説明会の開催 ○応急教育計画の作成 ○生徒の転出入事務 ○避難住民や地域住民への学校情報の伝達
〔7日目まで〕		学校再開準備班	○学校再開について避難住民や地域住民との協議・説明 ○学校再開にあたっての避難場所スペースの調整

4 大規模地震発生時の場所別・時間帯別の生徒への対応

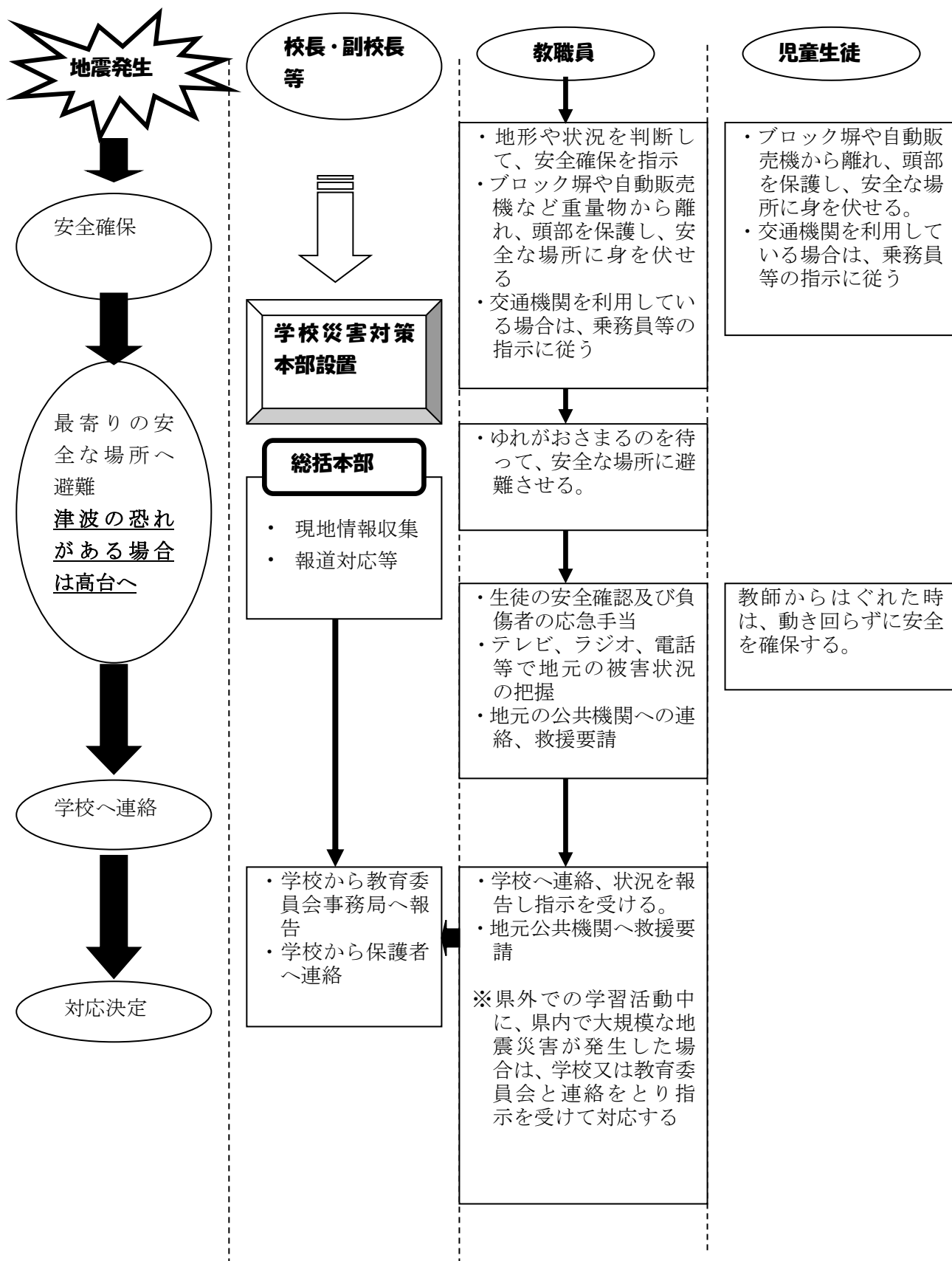
授業中の対応



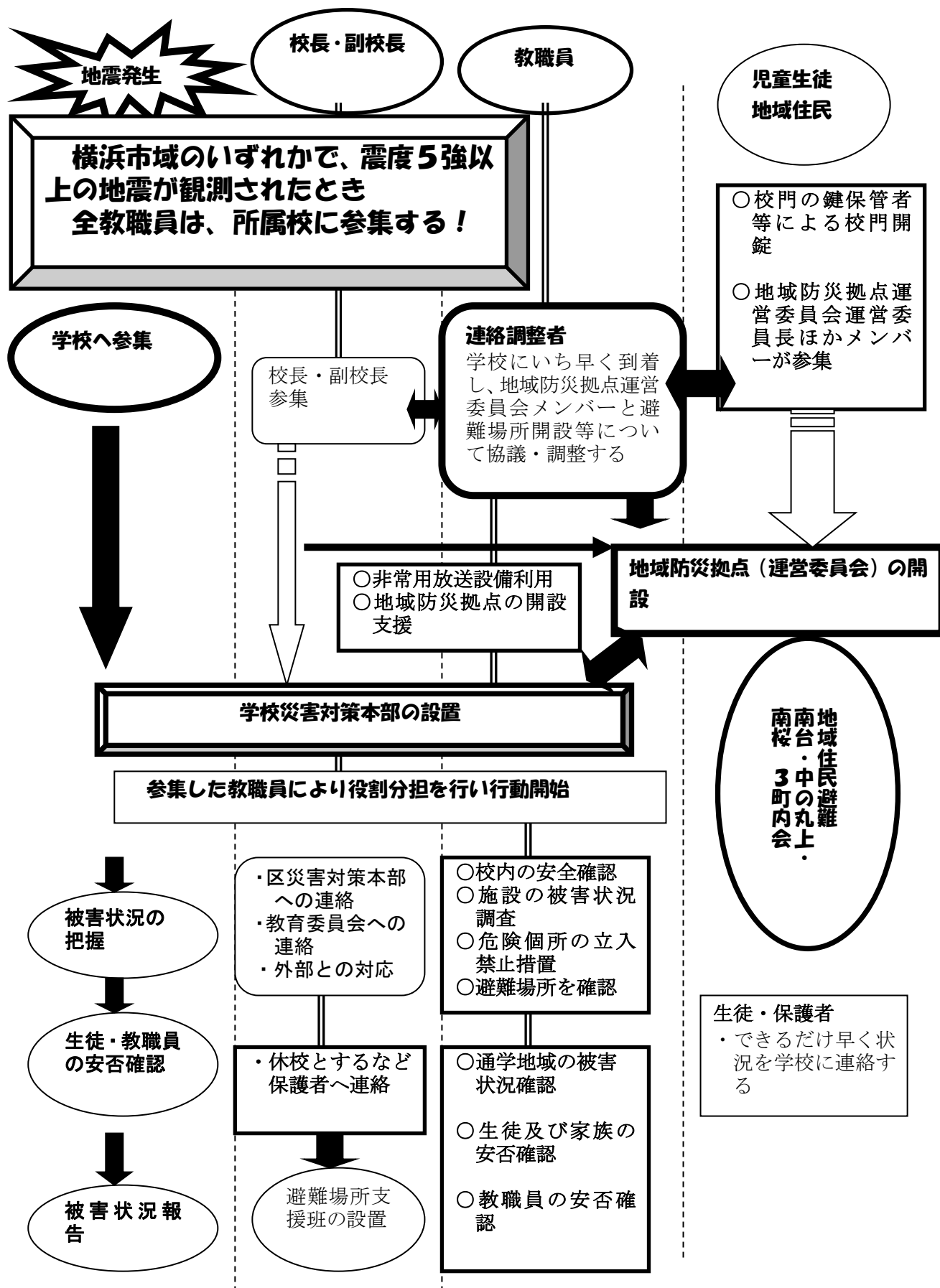
放課後・登下校時・通学路で



校外学習・遠足・修学旅行等の時



休日・夜間など勤務時間外



地震発生時の教職員の安全指導例

授業中【普通教室にいる時】	
発生時の第一行動	○ 騒がないこと。 ○ 慌てて教室外に飛び出さないこと。 ○ 先生の指示を静かに最後まで聞くこと。 ○ 窓や窓際から離れること。 ○ 机等の下にもぐること。 ○ かばん、厚めの冊子等で頭部を守ること。 ○ 火気は、すぐ消火できる場合は素早く処理し、できない場合は揺れが小さくなってから消火すること。
避難行動	○ 放送等の指示により避難を開始すること。 ○ 静かに迅速に整列すること。 ○ 4つの約束を守り、素早く行動すること。 ・おさない ・かけない ・しゃべらない ・もどらない 「お・か・し・も」の約束 ※ 笹下中学校以外の場所では、<u>津波避難等、災害によっては、早足で避難しなければならない場合があるので、適切な判断と指示が重要</u>となる。 ○ 決められた場所に整列して集合すること。 ○ 落ち着いて待機すること。<u>(※津波避難等直ちに移動する場合もある)</u>
教職員の指示と行動	○ どのような行動をするのか大声で明確に指示する。また、心の安定を図るため今より大きな地震は起こらないことを知らせる。 ○ 机が揺れによって移動することがあっても机の下にもぐらせ、かばんや厚めの冊子などで頭を守らせる。 【指示例】 ・「大丈夫、あわてるな」 ・「静かにして、落ち着け」 ・「外に出るな」 ・「机の下にもぐれ」 ・「かばんなどで頭を保護しろ」 ・「机の脚を両手でしっかりつかめ」 ・「頭を下げて、じっとしている」 ・「揺れがおさまるまで頭を出すな」 ・「大丈夫だ。心配するな。落ち着け」 ○ 窓際やテレビ、ロッカーなどから離れさせる。頭部を反対方向に向かせる。 ○ 揺れがおさまったら、教室の窓やカーテン、出入り口を開け出口を確保する。 ○ ストーブ等の火気使用中の場合は、生徒をストーブから離れさせ、消火する。 ○ 生徒等が反射的に外に飛び出すことのないようにしっかり掌握する。

授業中【特別教室にいる時】	
教職員の指示と行動	○ 特別教室においても普通教室と基本的には同じであるが、臨機応変な行動がとれるよう、とっさの判断と指示が必要になる。 ○ 机の形、大きさ、数が普通教室と違うが、敏速に身の安全確保ができるよう指示する。 ○ 実験や実習で火気を使用している場合、直ちに消火し、火災の発生や火傷を防止するとともに安全に処理させる。 ○ 実験や実習で機械、道具や器具を使用中の場合は、直ちに中止させ安全に処理させる。 ○ 生徒が自分勝手な行動をとらないよう行動の把握に努める。

授業中【体育館（格技場）・校庭・中庭にいる時】	
発生時の第一行動	○ 騒いだり、奇声を上げたりしないこと。 ○ 屋内にいるときは、窓や壁際から、屋外にいる時は建物や施設からすばやく離れ中央部に集合し、身を低くすること。 ○ 教職員の指示を静かに最後まで聞くこと。 ○ 揺れがおさまるまで、自分勝手な行動をしないこと。
避難行動	○ 騒いだり、走りまわったり、押し合ったりしないで、すばやく行動すること。 ○ 教職員が近くにいる場合は、校内放送の指示や教職員が来るまで、落ち着いてその場で待機すること。
教職員の指示と行動	○ 大声で、指示の徹底を図る。 ○ 窓や壁際、建物等から速やかに離れ、中央部に集合させ、揺れがおさまるまで身を低くさせる。 ○ プールで水泳中の時は、直ちに水中から上げ、素早く避難させる。 ○ 人員の掌握に努め、負傷者の有無や応急手当の必要性を確認する。

校外学習、野外活動、遠足、修学旅行等の時	
教職員の指示と行動	○ 建物外側の壁の落下、ブロック塀や石垣の倒壊、道路の地割れを注意し、広い場所に移動し、児童・生徒に対しては、「安全で心配ない」ことを告げ、心の動揺を抑える。 ○ 海岸や川の河口付近にいる場合は津波のおそれがあるため、高台など安全な場所に迅速に避難する。 ○ 山間部にいる場合は山崩れやがけ崩れが起こる可能性があるため、迅速に安全な場所に避難する。 ○ 許可を得て、最寄りの学校や公共施設に避難する。 ○ 人員の正確な把握に努め、安全な場所に避難した場合には、状況等を素早く学校に連絡する。また、コースを変更する場合や通行止めによる渋滞等の場合など継続して学校に状況を連絡する。 ○ あらかじめ作成した非常の場合の行動計画に基づいた担当分担により、スムーズに落ち着いた対応ができるようにする。 ○ 携帯ラジオ等で正確な情報収集に努め、その後の行動について、判断し指示する。また、自治体の防災無線の借用や、警察等の支援を積極的に受ける。

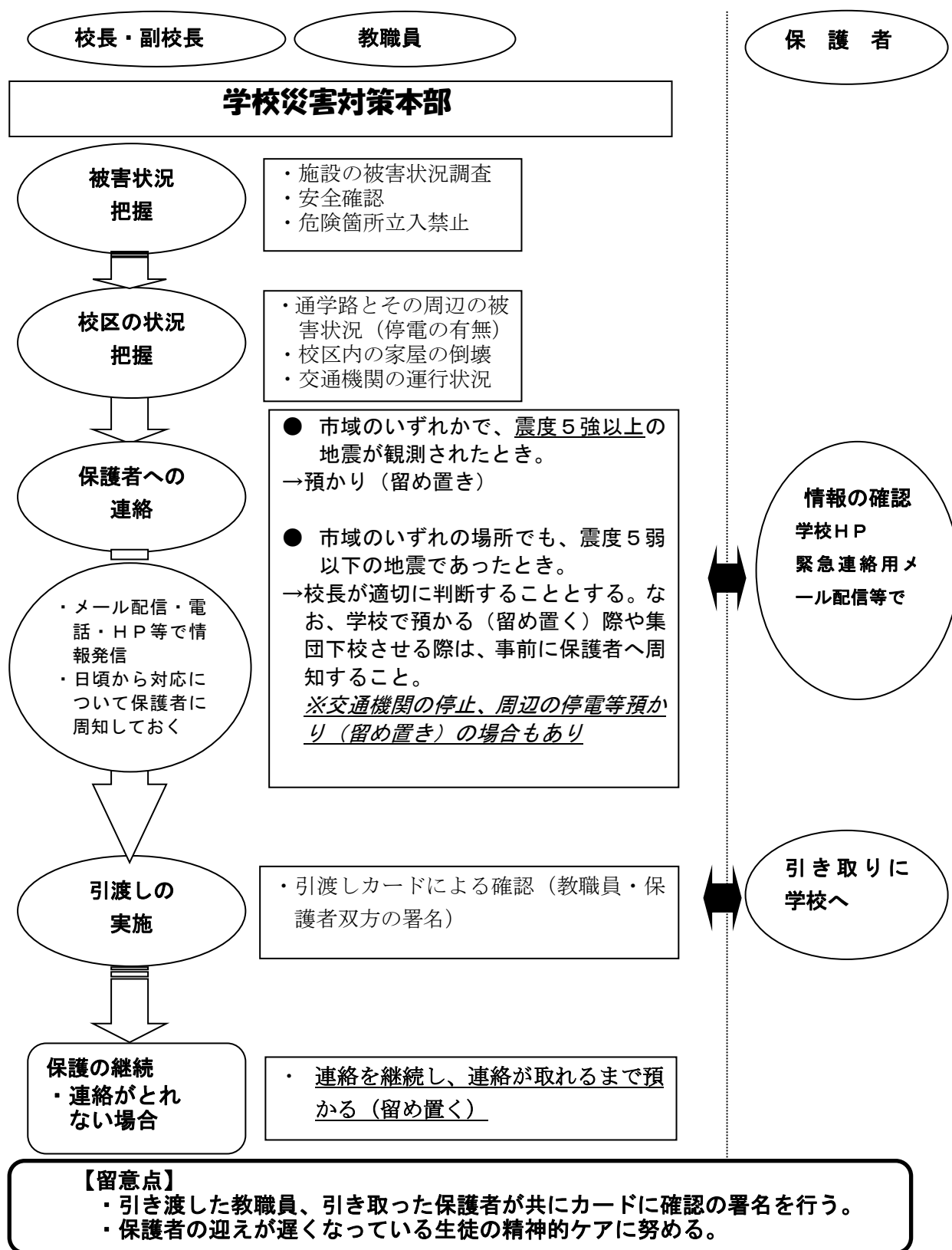
休憩時間中や放課後の部活動の時	
教職員の指示と行動	○ 発災時の第一行動は、廊下や階段にいるときは、その場で身をかがめ、落下物や倒壊物に注意しながら、放送や教職員による伝令等の指示を待つ。 ○ 教職員の指示は、校舎内外全体にゆきわたり、かつ、的確な指示が出せるように停電等を配慮した指示の方法と、避難経路や避難場所、人員把握の方法を確認しておく。 ○ 災害の状況を踏まえつつ、避難のための集団を編成し、校庭等の避難場所へ避難する。 ○ 休憩時間等の生徒の状況は、個人もしくは小グループで校舎内外に散っている状況が多いことを想定し、個人的な行動様式や主体的な判断による行動もできるようにする。

登校・下校時の行動	
○ 登校途中で地震が発生した場合は、近くの公園、空き地など安全な場所に避難する。揺れがおさまったら、通学路の安全を確認し、学校か自宅か近いほうに避難する。 特に問題がなければ、通学路をそのまま登校し教職員の指示に従う。 ○ 下校途中で地震が発生した場合は、近くの公園、空き地など安全な場所に避難する。揺れがおさまったら、通学路の安全を確認し、学校か自宅か近いほうに避難する。 特に問題がなければ、通学路をそのまま安全に注意しながら下校する。 ○ 交通機関を利用している生徒は、交通関係者の指示に従う。	

地震発生時の安全な行動

- 建物外壁や窓ガラスの落下、建物の倒壊、看板等の落下物がある場合は、カバンなどを頭につけ、すばやくその場所から離れる。
- ブロック塀や石垣など倒壊の危険のある場所からは、すばやく離れる。
- 海岸や川の河口付近にいる場合は津波のおそれがあるため、高台など安全な場所に迅速に避難する。
- 山間部にいる場合は山崩れやがけ崩れが起こる可能性があるため、迅速に安全な場所に避難する。
- 崖下、川岸、河川敷などは、地割れ、地滑り、液状化現象が起きやすいので、すぐに離れる。
- バス、電車等に乗車している場合は、運転手、車掌、駅員などの指示に従う。
- 建物が立て込んでいる狭い道路を通っている時は、できるだけ速く広い場所に避難する。
- 古い建物など危険と思われる場所には近づかない。
- 倒れた電柱、たれさがった電線に近づかない。
- 橋の上は危険なので、すぐ離れる。

引き渡しまでの流れ



生徒引き渡し・緊急時連絡カード

生徒氏名		性別		学年 学級	年 組 番
住所					
保護者氏名		関係		電話	
保護者 緊急時連絡先	自宅以外の電話 (— —) 【 】 携帯電話 (— —) 【 】				
引き渡し場所 (避難場所)					
保護者以外の 引き取り者及び 連絡先				本人との関係	
引き渡し日時	月 日 時 分			教職員名	
特記事項	※預かり、引き渡しの個別対応等がある場合に記載してください。				

引き渡しの流れ

- ① 生徒は、自分のクラスで待機する。
- ② 教職員（原則担任）は、引き渡しカードを生徒に配る。
- ③ 引き取りに来た保護者または引き取り者は、カードの自分の名前を○で囲み、引き渡し日時を記入する。
- ④ 名前に○、日時を記入したカードを生徒と一緒に教職員に提出してから帰宅する。
- ⑤ 教職員は、日時があっているか確認し、教職員名にサインし、クラス簿にチェックする。
- ⑥ カードに記入していない者には、原則引き渡さない。

5 学校が避難場所となった場合の対応に関すること

(1) 笹下中学校が避難場所に指定されている地域

南台町内会・**中の丸上町内会**・**南桜町内会**

※ ただし、区災害対策本部の指示に応じて、他地区や帰宅困難者の受け入れを行うこともある。

(2) 連絡調整者の役割（休日・夜間等における初動対応）

① 連絡調整者の基本的役割

- ア 笹下中学校では、教職員の中から学校に早く到達できる順に3名を連絡調整者として指名している。【樋口・林・畠山】
- イ 連絡調整者は、横浜市域のいずれかで震度5強以上の地震が観測された場合において、いち早く所属校に駆けつけ、校長・副校長が所属校に到着するまでの間、教育委員会事務局や区災害対策本部、地域防災拠点運営委員会との連絡調整など災害発生直後の初動対応を行う。

② 避難場所である体育館への避難者の誘導支援等

- ア 連絡調整者は、参集した地域防災拠点運営委員会のメンバーや拠点担当（直近動員者）として指定された市職員と協力して、避難者が校庭や体育館等に避難するよう指示する。
- イ 連絡調整者は、校長室、職員室、会議室、保健室、給食室等については、それぞれ特別な用途に使用するため、避難者の生活スペースとしては使用させないよう、地域防災拠点運営委員会に対して要請する。
- ウ 連絡調整者は、職員室や放送室、体育館の放送室の鍵を開錠し、地域防災拠点運営委員会が放送設備を使用できるよう対応する。
- エ 連絡調整者は、地域防災拠点運営委員会からの要請に基づき、避難場所開設・運営が円滑に行われるよう、ハンドマイク、可動式無線マイク・スピーカー設備など用具の貸与など緊急対応として必要な措置を講じる。

③ 校長・副校長への報告

校長・副校長が学校に到着した場合には、連絡調整者は、ただちに、発災後に連絡調整者として対応した措置等について、校長・副校長に報告する。

(3) 地域防災拠点（震災時避難場所）開設への備え

(4) 帰宅困難者への備え

帰宅困難者については、原則、帰宅困難者へ開放される近隣の施設を案内する。

やむを得ず受け入れなければならない場合の対応については、今後、予め区・学校で十分に協議したうえで、その内容を運営委員会へ周知しておくこと。

(5) 住民対応・避難場所支援班の設置

① 住民対応・避難場所支援班の設置

② 住民対応・避難場所支援班の役割

ア 避難住民の誘導

イ 放送設備の使用についての対応

ウ 避難場所の整備、割り振り

(ア) 避難スペース等の調整

(イ) 避難場所の清掃支援

(ウ) トイレの使用確保

エ 負傷者の応急手当

オ その他避難場所運営支援

(ア) 基本的には、アからエの業務が中心となる。しかし、災害発生直後の初期対応の段階では、区本部職員（拠点班）や地域防災拠点の運営委員等の参集状況等から、学校としても、避難場所開設・避難所の運営を行わなければならない場合がある。その場合には、校長等がリーダーシップを発揮して、住民対応・避難場所支援班の人員体制を強化する。

具体的な対応例としては、避難者の受付や避難者情報の整理などが考えられる。

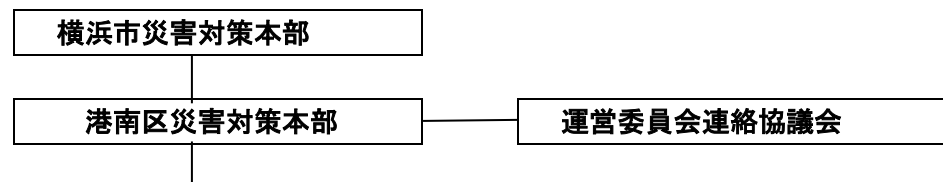
(イ) 各教職員も、震災時に地域防災拠点運営委員会がどのような活動を行うのかあらかじめ理解しておく必要がある。

(ウ) そのために、各教職員も地域防災拠点運営委員会が実施する防災訓練に参加するなど日頃からの積み重ねが必要である。なお、連絡調整者のうち、原則として1名は地域の防災拠点訓練に参加し、災害時の具体的な対応について確認することとする。

(平成21年7月15日教総第544号、平成21年12月4日教総第1198号参照)

(エ) 地域住民の活動の充実、行政職員の応援強化、災害ボランティアの増援などにより地域防災拠点運営委員会の体制が強化されてきた場合には、発災後4日から1週間程度を一応の目安として、支援体制を見直し、教育再開の準備に重点を置いた人員配置体制に移行していく。

(6) 地域防災拠点運営委員会の組織と動き



令和 6 年度 港南区笹下中学校地域防災拠点 運営委員会 事務局			
運営委員長 柿沼 恵子 氏 (中の丸上町会長)	副委員長 岩根 辰治 氏 (南桜町内会長)	副委員長 磯貝 比左夫 氏 (南台町内会長)	副委員長 池田 ゆかり 氏 (笹下中学校長)
学校施設管理者 池田 ゆかり 氏 (笹下中学校校長)	行政職員 区役所担当者 (港南区生活支援課)		
	○鍵の開錠、○避難場所の開設、○避難場所の運営、○本部運営会議の招集、 ○避難場所運営本部の縮小及び解散		
庶務班	○避難場所運営に関する総合調整（本部運営会議の開催など） ○区本部との連絡調整（第 1 報〈速報〉及び定期報告など） ○ボランティアに関する業務（受付、各班への振分けなど） ○避難場所でのルール策定（ゴミ処理の当番制、ペット対策など） ○その他、他の班に属さないこと		
情報班	○避難場所の情報管理に関する活動（学校施設の安全確認を含む） ○避難場所内での情報収集と伝達（掲示板、チラシ、音声、通訳など） ○避難者の受入（スペース等の振分けなど） ○避難者名簿に関する業務（行政職員と協力） ○避難場所周辺状況の確認（近隣の避難場所の状況把握を含む）		
救出救護班	○被災者の救出活動（消防などの救助隊への協力） ○被災者への応急救護に関する活動（傷病の重度～軽度の把握など） ○傷病者の地域医療救護拠点への搬送 ○避難場所周辺（被災）状況の確認 ○地域防災拠点や周辺地域への巡回警備、在宅者への訪問・援助		
食料物資班	○水の確保（飲料水、生活用水、トイレ用水など） ○トイレの確保（学校施設のトイレの状況把握及び使用に関する取り決め） ○備蓄品リストの作成及び更新 ○食料の調達・配付（在宅・周辺被災者への配布）及び防疫対策 ○救援物資の確保・配付などの管理		
学校再開 準備班	○ 教育再開の準備に向け、学校長が状況を踏まえ教職員等により構成		

【地域防災拠点の動きのポイント】

校門の鍵の開錠

1 鍵の開錠

(1) 学校開校時（平日昼間）

教職員は、児童生徒の安全確保のため校庭等あらかじめ定めた場所に誘導後、保護者を待って児童生徒を引き渡す。混乱を避けるため、避難者と児童生徒を区別する。

地域防災拠点運営委員会は、教職員と連携し、校門の鍵を開錠し、避難者を校庭に地区別などに集合させ、待機してもらう。（あらかじめ待機場所を指定する。）

避難場所をあらかじめ指定する。第1次的には、体育館などが想定される。

(2) 学校閉校時（休日・夜間）

あらかじめ指名された連絡調整者など教職員、または鍵を保管している地域防災拠点運営委員会委員などが、直ちに学校に参集し、周辺地区の被害状況や避難者の集結状況により、速やかに校門の鍵を開け、避難者を校庭に誘導する。

降雨の場合は、雨を避けられる場所に誘導する。傷病者や要介護者を優先してスペースを確保する。

2 鍵の管理者

「鍵管理ガイドライン」を参考に、地域防災拠点運営委員会の中から管理者を選定し、厳正に扱うとともに、定期的に開錠訓練する。

3 火災などの安全確認

校庭の亀裂や校舎の火災や損傷が大きい場合、あるいは、周囲に大火災が迫っている場合は、他の避難場所や広域避難場所へ一時的に避難誘導する。

4 部屋割り、スペース割

5 車両等制限

6 非常用放送設備

体育館・校舎など学校施設の安全確認

1 地域住民の避難誘導

(1) 校庭や周辺の安全確認は、2人以上の組を編成し、ヘルメット・軍手など装備して行う。

(2) 校庭で、自治会町内会別（地区別）に、あらかじめ決められている場所に集合して、待機するよう指示する。（地区別プラカードなどを準備）

(3) 降雨の場合は、体育館など雨をしのげる場所に一時的に待機する。

(4) 傷病者は、保健室に近い場所にとりあえず誘導する。

2 建物の安全確認

(1) 2人以上で棟別などに組を編成し、学校平面図に安全確認の結果を記録する。

(2) 装備はヘルメット、軍手、懐中電灯、学校平面図、部屋別被害記録用紙、画板、筆記用具など

3 広域避難場所

火災の延焼拡大により、避難場所が危険と判断される場合は、避難者を広域避難場所へ誘導し、火災が鎮火して安全が確認できたら、再び地域防災拠点へ誘導する。

笹下中学校区の広域避難場所は

日野公園墓地および日野中央公園一帯

6 非常持出用品リスト

(1) 書類関係

書 類 名	担当者	通常時保管場所	備 考
家庭環境調査票	池田・増田・高水	職員室 各学年ロッカー	
非常時用名簿	池田・増田・高水	職員室 各学年ロッカー	当日の出欠席をチェック
学校防災計画ファイル	樋口・石塚	職員室 副校長席後ろ	
引き渡し連絡カード・地区別名簿	池田・増田・高水	職員室 裏出入口付近	

(2) 救護関係

用 品 名	担当者	通常時保管場所	備 考
非常用持出袋	小山	保健室 掃除ロッカー上	救護場所に設置
担 架	用務員	職員室前廊下の格納箱	救護場所に設置
ビニールシート	小山	保健室 掃除ロッカー上	救護場所に設置

(3) 学校災害対策本部用品

用 品 名	担当者	通常時保管場所	備 考
防災無線	副校長	職員室	
防災用ラジオ	副校長	職員室	
非常用放送機器	樋口・石塚・植田	放送室 職員室側出入口	
本部表示 横断幕	樋口・石塚・植田	職員室	
救護表示 横断幕	小山	職員室・保健室	

7 緊急連絡先名簿

連 絡 先		電話番号	備 考(FAX)
官公 庁	港南警察署	842-0110	
	港南消防署	844-0119	
	港南区総務部総務課庶務係防災担当	847-8315	防災拠点運営委員会担当
	南部学校教育 事務局	室長 843-6359 指導主事室 843-6408	FAX 843-6358
校医	清野内科	844-8000	
	河村眼科	843-7325	
	岡本歯科	844-5979	
	浅井耳鼻科	842-0596	
	学校薬剤師	844-2440	
地域	防災拠点運営委員会委員長 柿沼 恵子 氏	844-7243	